

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業
・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業 実施要領

(趣旨)

第1 茨城県と別表1に掲げる市町村（以下「実施市町村」という。）が共同して実施するわくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び実施市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略（市町村デジタル田園都市国家構想総合戦略）に基づき、茨城県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と実施市町村が共同して、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、茨城県と実施市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を得るため申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、実施市町村の協力を得て、茨城県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 わくわく茨城生活実現事業

茨城県が行う茨城就職チャレンジナビ事業又は地域課題解決型起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、茨城県と居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する。

2 茨城就職チャレンジナビ事業

茨城県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、実施市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人情報の作成支援と当該求人情報のサイトへの掲載を行う。

3 茨城県地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、茨城県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件

を満たす場合に、茨城県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

4 地域課題解決型起業支援事業

茨城県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業等を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び茨城県地方就職学生支援事業)

第5 わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び茨城県地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 わくわく茨城生活実現事業

茨城県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、実施市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

実施市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就職又は起業等をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満(※)の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

(※) 申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満。

① 移住等に関する要件

次に掲げる事項の(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 茨城県内（実施市町村の区域内に限る）に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた以後であって、この要領の施行日以後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他茨城県及び実施市町村が移住支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて 2 (1) ①に示す対象法人に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記 (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就

業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 転入から申請までの間、勤務日数の 1 / 5 を超えて所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (エ) 申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと。

なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

④ 本事業における関係人口に関する要件

茨城県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、別表 2 に掲げる市町村が個別に定める要件に該当すること。

⑤ 起業に関する要件

第 6 に定める地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 移住前事前相談

移住支援金の申請者は、移住前に、あらかじめ、移住を予定する市町村に事前相談を行うこと。

(イ) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式 1）、就業先の就業証明書（様式 2）（ただし、上記④において就業を要件としない場合及び⑤の要件に該当する場合を除く）及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(ウ) 支給方法

実施市町村は、（イ）の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式 3）を交付し、

移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

実施市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) (移住先で就業を要件とした場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

実施市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに茨城県に共有することとする。また、茨城県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 茨城就職チャレンジナビ事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

茨城県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 地域経済への影響力が大きく成長性が見込まれる法人や雇用のミスマッチの解消を支援すべき法人であること。

(イ) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。

(エ) みなし大企業(※)でないこと。(ただし、上記(ウ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない)

- (オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (※) 以下のいずれかに該当する法人をいう。
 - ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(2) 移住支援金の対象法人の選定

茨城県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書(様式4)に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を都道府県に提出する。

② 登録

都道府県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人情報の作成支援

茨城県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人情報をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

① 雇用情勢に合わせた求人マッチングサイトの求人項目の設定や求人作成動画の掲載。

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

茨城県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、実施市町村に共有することとする。

3 茨城県地方就職学生支援事業

茨城県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、を担う一方、茨城県地方就職学生支援事業を実施する市町村（以下「実施市町村」という。）は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

実施市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、4,260円を上限として地方就職支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。
- b 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 茨城県内に所在する企業に就職することが内定している。
- b 卒業後に上記内定企業に就職し、実施市町村に移住する意思を有している。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他申請者の居住する都道府県又は実施市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 勤務地が移住先の都道府県内に所在すること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと。
- d 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- e 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- f 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、申請書（様式5）、就業先の内定証明書（様式6）、在学証明書、交通費の領収書又はそれに類する書類、及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する書類を移住先の実施市町村に提出する。

(イ) 支給方法

実施市町村は、(ア)の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式7）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

実施市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請から1年以内に申請先実施市町村に転入しなかった場合

(ただし、申請時に既に申請先市区町村に住民票がある場合を除く)

(エ) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 申請先実施市町村への転入日から3年未満で申請先実施市町村から転出した場合

② 半額の返還

申請先実施市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先実施市町村から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

実施市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに茨城県に共有することとする。

(地域課題解決型起業支援事業)

第6 地域課題解決型起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

茨城県は、茨城県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定

める要件を満たす事業の起業等を行う者に対して、当該起業等を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

① 新たに起業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人、一般社団法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

(イ) 茨城県内に居住していること、又は起業支援事業の事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。

(ウ) 個人事業の開業届出又は法人等の登記を茨城県内で行う者。

(エ) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

(オ) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の代表者となる者であること。

(イ) 茨城県内に居住していること、又は起業支援事業の事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。

(ウ) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

(エ) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

① 茨城県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業等であること。また、以下に定める(ア)から(ウ)の全ての要件を満たす起業等であること。

(ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)

(ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)

② 茨城県内で実施する事業であること。

※事業承継又は第二創業の場合、法人等の登記が茨城県外であっても、茨城県

内で事業を実施することが確認できる場合は、対象となる。

③ 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業等をする事業であること。

④ 公序良俗に反する起業等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条において規定する風俗営業等)でないこと。

(3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を茨城県に提出する。

(2) 交付方法

茨城県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て茨城県が(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、予算の範囲内において起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

茨城県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、1及び2の業務を行う執行団体(事務局)を置くことができる。

4 起業等をする者の義務

①実施状況報告

交付決定事業の完了後、5年間、当該事業の実施状況を茨城県へ報告すること。

②取得財産の管理・処分の制限及び収益納付

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第百七十九号)第22条及び「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)第22条の規定に基づき、本事業によって取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理を行うこと。加えて、取得価額が1件当たり50万円以上(税抜)の取得財産については、交付決定事業終了後も一定期間において、その処分等につき起業等をした者は茨城県の承認を受けること。

③交付決定事業の経理

交付決定事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証憑書類については、

当該事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存すること。

④立入検査

交付決定事業の実施状況確認のため、茨城県が実地検査に入る場合がある。

また、交付決定事業の完了後、会計検査院が実地検査に入る場合がある。

この検査により起業支援金の返還命令等を指示された場合には、これに従う。

⑤反社会的勢力ではないことの誓約

起業支援金の申請時に反社会的勢力との関係が無いことを誓約する。

申請後から採択までの期間において、起業等をする者又は設立される企業等の役員等が反社会勢力であることが判明した場合、採択を行わない。

また、採択後又は交付決定後に反社会的勢力であることが判明した場合にも、採択又は交付決定の取消を行う。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定めるわくわく茨城生活実現事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

2 第5の2に定める茨城就職チャレンジナビ事業

事業費の地方負担については、茨城県が負担する。

3 第5の3に定める茨城県地方就職学生支援事業

(1) 地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を実施市町村に交付することとする。

(2) 地方就職支援金の支給にかかる事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、実施市町村の地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家

構想交付金として交付を受けた額を実施市町村に交付する。

- 4 第6に定める地域課題解決型起業支援事業
事業費の地方負担については、茨城県が負担する。

(協力)

- 第8 茨城県と市町村は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

- 第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・茨城県地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、茨城県と県内市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、2020年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、2021年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年2月1日から施行する。

附則

この要領は、2022年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年3月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年7月1日から施行する。

附則

この要領は、2024年4月1日から施行する。

別表 1 (第 1 関係)

<p>水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町</p>
--

別表 2 (第 5 関係)

市町村	要件
水戸市	<p>①茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p> <p>②水戸市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、以下のア～ウの全てに該当する者。</p> <p>ア 上記支援を受けた証明を水戸市から受けていること。</p> <p>イ 上記支援の対象となった事業の業種・内容で令和 6 年 4 月 1 日以降に起業していること。</p> <p>ウ 起業した事業所の所在地が水戸市内にあること。</p> <p>③水戸市又はいばらき県央地域移住・定住促進協議会が実施する宿泊を伴う移住体験事業に参加し、以下のア及びイの両方又はウに該当する者。</p> <p>ア 本市に住民登録し、引き続き 6 か月間以上、居住していること。</p> <p>イ 市内事業所へ新たに就職（期間の定めのない雇用契約）していること。</p> <p>ウ 市内に自己用住宅を新築又は購入し、当該住宅を現住所として住民登録をしていること。</p>
日立市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>①茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p> <p>②転入時に 39 歳以下であって、以下のいずれかの要件に該当する者（転勤による転入者を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年度までに日立市にふるさと納税を行った者 ・ 日立市に 10 年以上居住歴がある者（日立市の住民基本台帳に通算 10 年以上登録があった者）若しくは市内高校等又は市内大学（茨城大学工学部、茨城キリスト教大学）卒業者 ・ 日立市及び関連団体が実施する企業見学ツアーやインターシップ等の参加経験を有する者 <p>③日立市が実施するお試し移住事業「ひたちトライアルステイ」の参加経験を有する者</p> <p>④「ひたち子育て応援マイホーム取得助成」、「山側住宅 団地住み替え促進マイホーム取得助成」若しくは「山側 住宅団地住み替え促進家賃助成」を利用し、住宅を購入又は賃借をした者</p>

	<p>⑤転入時に 36 歳以下であって、日立市に転入後「日立市青少年イベント企画部」若しくは「ひたち若者かがやき会議」のコアメンバーに登録し活動実績のある者 ※ただし 3 年以上、活動を継続して実施できる者に限る</p> <p>⑥「ひたちテレワーク移住促進助成」を利用し、日立市に転入した者</p>
土浦市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・土浦市が実施した移住定住促進事業の参加者 ・転入時に婚姻後 5 年以内であり、申請者及び配偶者のいずれも 40 歳未満である者 ・申請日の属する年度の 4 月 1 日において 18 歳未満の子（申請者等の子に限る）と同居している者
石岡市	<p>申請者または申請者が属する世帯員が石岡市内の住宅を新築または購入し、当該住宅に居住している者で以下のいずれかの 1 つ以上の要件を満たす者であること又は以下のいずれか 4 つ以上の要件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石岡市へのふるさと納税の寄附実績があること。 ・石岡市内の学校（小中高、特別支援学校）を卒業していること。 ・3 親等以内の親族が石岡市に居住していること。 ・中学生以下の児童と共に転入したこと。 ・石岡市で実施する移住関係事業に参加したことがあること。 ・ゆめファームやさまたは朝日里山ファームで新規就農研修生として従事していること。 ・やさと菜苑株式会社において地域担い手育成事業を活用した正社員として就業をすること。
結城市	<p>市が実施する移住定住促進プログラムまたは関係人口創出プログラムに参加したことがある者であって、以下ア、イのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内の事業所に就職し、又は市内で就農し、若しくは起業した者</p> <p>イ 市内に住宅を新築し、又は購入した者</p>
龍ヶ崎市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通経済大学龍ヶ崎キャンパスに通学し、同大学を卒業した者 ・申請者及びその配偶者のいずれかが補助申請年度の 4 月 1 日現在で 40 歳未満であること又は申請者が属する世帯に 18 歳未満の子（申請者等の子に限る）がいること
下妻市	<p>転入時に 40 歳未満であって、市内事業所に就職した者であり、申請日の属する年度の前年度までの直近 3 年間で下妻市へふるさと納税を行った者</p>
常総市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入時に 46 歳未満であること。 ・ 常総市内に住宅を新築または購入した者
常陸太田市	<p>申請時において、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p> <p>イ 就業又は就農をしている者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 転入日前の 3 年間に、本市に来訪の実績がある者</p> <p>(イ) 市内に住宅を取得した者</p>
高萩市	<p>市内事業所に就職したものであり、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日の属する年度の前年度までに高萩市へふるさと納税を行った者 ・ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・ 申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと。 <p>なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p>
笠間市	<p>転入時に笠間ファン倶楽部に登録している者で、次のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サテライト・ワーケーション施設を含む移住・関係人口創出拠点を利用した者 ・ 市が関与する移住・関係人口誘導事業に参加した者
牛久市	<p>次に掲げるア及びイに該当し、かつウ又はエに該当すること。</p> <p>ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員で転入し、かつ、その全員が市への転入時に 55 歳未満であること。</p> <p>イ 茨城県内において週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業又は起業していること。</p> <p>ウ 市内に通算 5 年以上の居住歴があること。</p> <p>エ 市内に住宅を購入していること。</p>
つくば市	<p>つくば市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、つくば市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認める、次に掲げるア又はイの要件に該当すること。</p> <p>ア 製造業・小売業の場合</p> <p>(ア) つくば市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けていること。</p> <p>(イ) 上記支援を受けた証明をつくば市から受けていること。</p> <p>(ウ) 上記支援の対象となった事業の業種・内容で令和 3 年 3 月 1 日以降に個人事業を開業していること。</p> <p>(エ) (ウ) によって開業した事業所の所在地が周辺市街地内※であること。</p> <p>(オ) (ウ) によって開業した事業所で、市内で生産、製造又は加工され</p>

	<p>ているもの、主要な部分に市内の原材料を使用しているものを販売していること。</p> <p>(カ) 積極的に地域の魅力を伝える等、本市のPRに協力すること。</p> <p>イ 製造業・小売業以外の場合</p> <p>(ア) 令和3年3月1日以降に個人事業を開業していること。</p> <p>(イ) (ア) によって開業した事業所の所在地が周辺市街地内であること。</p> <p>(ウ) (ア) によって開業した事業所で、ア(オ)に類するものとして市長が認めるもの。</p> <p>(エ) 積極的に地域の魅力を伝える等、本市のPRに協力すること。</p>
ひたちなか市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市が行うお試し移住事業の参加経験を有する者 ・転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者(転勤による転入者を除く) ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
常陸大宮市	<p>申請者又は同一世帯の者が市内に住宅を新築又は購入し、次のいずれかに該当する者であること。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p> <p>ア 県内に就職し、又は市内で就農し、若しくは市の起業支援を受けて起業した者</p> <p>イ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p>
那珂市	<p>転入時に40歳未満(世帯の場合は世帯全員が40歳未満)であって、次に掲げる事項のいずれかに該当し、当市の移住相談者名簿に記録があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する移住に関する事業(移住ツアー、移住セミナー、インターンシップ等)に参加したことがある者 ・市のお試し居住施設を利用したことがある者 ・当市が参加する外部主催のイベント等で、移住相談シートを提出したことがある者
筑西市	<p>下記1かつ2・3・4のいずれかに該当すること。</p> <p>1：市内へ転入時において、筑西市が行う移住ツアーまたは移住セミナーに参加した若しくは、筑西市移住希望者滞在費補助金交付要項に基づき滞在費の補助金を申請し交付された者。</p> <p>2：週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している者。</p> <p>3：個人事業の開業または株式会社等の設立をしており、その代表者として、法人の登記または個人事業の開業の届出をしている者。</p> <p>4：市内に住宅を新築または購入した者。</p>
坂東市	<p>市内の住宅を新築又は購入し、かつ、次に掲げる事項のいずれかに該</p>

	<p>当すること。</p> <p>①住民票を移す直前から5年間のうち、通算3年以上、坂東市又は坂東市観光協会が主催する行事に、運営スタッフとして参加した経験を有する者</p> <p>②茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p>
稲敷市	<p>転入時に40歳未満であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者。</p> <p>①下記のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の前年度までに稲敷市へふるさと納税を行った者 ・市内の事業所に就職した者 ・市内に住宅を新築または購入した者 <p>②「稲敷市空き家バンク制度」に利用登録をし、媒介業者を通して購入や賃借をした者</p>
かすみが うら市	<p>次の全てに該当すること。</p> <p>ア 転入時に40歳未満（世帯の場合、世帯全員が40歳未満）であって、かつ申請者がかすみがうら市に3年以上住所を有したことがあり、下記のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 転入を機に中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者及び同条5項の小規模企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項の中小企業団体その他これらに類する団体）に就職し、同項第2号ア、ウ、カ及びキすべてに該当し、週20時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(イ) 転入を機に農業に就業し、自己所有若しくは借地により農地の耕作面積が50a以上ある者</p> <p>(ウ) 転入を機に漁業に就業し、霞ヶ浦内水面の漁業権を有するとともに霞ヶ浦漁業協同組合に加入する者</p> <p>(エ) 転入を機に林業に就業し、山林の所有が5Ha以上有し林業での収益が見込まれる者</p> <p>(オ) 転入を機に起業する意思を有し、かすみがうら市スタートアップ創業支援等事業補助金交付要綱（令和2年かすみがうら市告示第98号）による補助金の交付を受けている者</p> <p>イ 申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p>
桜川市	<p>次に掲げるア、イ、ウ、エの全てに該当すること。</p> <p>ア 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p>

	<p>(ア) 申請者または配偶者が、過去に連続して 10 年以上桜川市に住民登録があったこと。</p> <p>(イ) 申請日の属する年度の前年度の 3 月 31 日以前より、申請者または配偶者の 2 親等以内の親族が桜川市内に住宅を所有し、かつ所有者が当該住宅に居住していること。</p> <p>イ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 桜川市内に新たに住宅を新築、購入したこと。</p> <p>(イ) 本号ア(イ)から住宅を譲渡され、当該住宅に住民登録したこと。</p> <p>(ウ) 本号ア(イ)の所有する住居に住民登録したこと。</p> <p>ウ 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 申請日の属する年度の 4 月 1 日時点で、移住元の世帯員全てが 50 歳未満であること。</p> <p>(イ) 移住元において、世帯員の全員が市税等の滞納をしていないこと。</p> <p>エ 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 申請者が就業し、かつ、申請日から 5 年以上、継続して就業する意思を有していること。</p> <p>(イ) 官公庁または地域おこし協力隊としての就業でないこと。</p> <p>(ウ) 転勤、出向、出張、研修等による転入者でないこと。</p> <p>(エ) 被雇用者として就職している場合、雇用保険法に規定する一般被保険者の資格を有すること。</p> <p>(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>(カ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。</p> <p>(キ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(ク) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人又は個人事業主に在職していること。</p>
<p>銚田市</p>	<p>申請者及びその配偶者のいずれかが補助申請年度の 4 月 1 日現在で 40 歳未満である者又は申請者が属する世帯に 18 歳未満の子（申請者等の子に限る）がいる者であり、次のアかつイに該当する者</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までに銚田市へふるさと納税を行った者。</p> <p>イ 移住に際して、住宅の新築もしくは購入した者、又は購入する者。</p> <p>※ただし、令和 6 年 1 月 31 日までに事前相談を行い、かつ令和 7 年 3 月 31 日までに申請を行う者に関してはこの限りでない。</p>
<p>小美玉市</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及びその配偶者のいずれかが申請日が属する年度の4月1日時点で40歳未満である者又は申請者が属する世帯に18歳未満の子がいる者 ・小美玉市内に住宅を取得した者 ・申請日の属する年度の前年度までに小美玉市へふるさと納税を行った者
茨城町	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 転入日の3か月前までに「いば3ふるさとサポーターズクラブ」に加入していること。</p> <p>イ 申請者もしくは同一世帯の者が町において住宅を新築または購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p>
大洗町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・申請時に45歳未満であって、町内に住居を購入した者 <p>※「いばらきふるさと県民制度」の要件は、経過措置として、令和6年1月31日までに事前相談を行った者については、従前の規定による。</p>
城里町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・申請者もしくは同一世帯の者が城里町内に住宅を新築または購入した場合。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。
東海村	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・東海村つながるプロジェクトに参加したことがある者
大子町	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
阿見町	<p>阿見町空き家バンク制度実施要綱（令和2年阿見町告示第230号）に基づき、空き家バンクに利用登録し、空家等の購入に係る契約を締結していること。</p>
河内町	<p>就業又は起業しており、申請者を含むすべての世帯員が55歳未満であって、以下のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河内町定住促進事業の交付決定を受けた者 ・河内町空き家活用推進奨励金の交付決定を受けた者
八千代町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラインガルテン八千代の滞在型または日帰り型の利用登録をした者 ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・「八千代町空き家バンク制度」に利用登録し、媒介業者を通して購入

	<p>や賃借をした者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八千代町内の事業所に就職又は起業し、八千代町内に住宅を購入した者
利根町	<p>町内の学校を卒業した者又は町内に通算３年以上居住したことがある者であり、以下のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県内で就業又は起業した者 ・千葉県印西市、我孫子市、柏市、成田市又は栄町で就業した者。